

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め  
市民の会  
新潟市中央区新光町6-2  
TEL/FAX  
025-288-6611  
市民の会年会費 1,000円

2020年10月15日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第30回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポートなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

## 第30回口頭弁論

### 原告の意見陳述

原告の意見陳述は、新潟県在住の小淵康而さんでした。小淵さんは、柏崎刈羽原発の再稼働をめぐり、東

第30回 口頭弁論  
東電・柏崎刈羽原発  
運転差止請求訴訟



新潟地裁まで入廷行動  
記するよう東電に異例の要望を出し、東電は社長が原子力安全の責任を負うことなどの7項目を書き込み、審査は承認されました。小淵さんは「社長はトップとして原子力安全の責任を担う」という項目について「当然のことであり、逆に問いたいのは、これまで一体誰が原発事故の責任を負っていたのか」と述べ、「東電がいかに市民感覚からはずれており、規律に欠けた無責任な企業であるかを逆に証明している」と強調しました。小淵さんは東電の企業体質について「事故の責任を逃れることには熱心でも、誠実に事故の被害者と向き合い、話し合うことができない」と訴えました。

電が原子力規制委員会に提出した「保安規定」について、「一般市民の感覚からすれば全て当然のことであり、ため息をつかざるを得ない内容だった」と批判しました。原子力規制委員会は原発の管理の手順などをまとめた「保安規定」に事故に対する考え方などを明記するよう東電に異例の要望を出し、東電は社長が原子力安全の責任を負うことなどの7項目を書き込み、審査は承認されました。小淵さんは「社長はトップとして原子力安全の責任を担う」という項目について「当然のことであり、逆に問いたいのは、これまで一体誰が原発事故の責任を負っていたのか」と述べ、「東電がいかに市民感覚からはずれており、規律に欠けた無責任な企業であるかを逆に証明している」と強調しました。小淵さんは東電の企業体質について「事故の責任を逃れることには熱心でも、誠実に事故の被害者と向き合い、話し合うことができない」と訴えました。

い体质は情けない限り。企業の体质は何十年も積み重ねてきたもので、7項目を約束したから、次の日から改まるという簡単なものではない。今回保安規定が承認されたからといって、柏崎刈羽原発の再稼働の道を許してはならない」と訴えました。

### 弁護団からの主張

原告ら準備書面（75）で基準地震動の超過確率を追及しました。東電は、1年間に少なくとも1回、地震動の強さがあるレベルを超える年超過確率を、1万年に1回としています。しかし、土木学会やその他政府所轄の研究所では、確率論的地震動予測は最大級の地震動の設定として用いていません。確率論的地震動予測の精度は低く、それによつて算出される地震動の信頼性は極めて乏しいから、基準地震動の超過確率を持ち出すことによつて、本件原発の耐震安全性を裏付けることはできません。現在の知見からすれば、基準地震動を超える地震動は明日発生するか、もしくは1か月後に発生するかもしれません。

準備書面（76）で、原発と鉄道構造物の地震動を比較しました。原発の耐震設計用地震動は、鉄道の標準的な設計用地震動を下回っていますが、東電は原発と鉄道の設計は異なり比較対象にならないと主張しています。柏崎刈羽原発の基準地震動は、鉄道と比較しても過小に設定されています。

準備書面（77）で避難計画の問題点を指摘しました。東電は、原子力災害対策に関する



意見陳述をした原告の小淵康而さん（写真中央）

我が国の法体系や柏崎刈羽地域の避難計画の作成状況などを示していますが、自治体が策定した現実の避難計画に実効性があることを何ら証明していません。新潟県の避難委員会の検証も継続途上であり、避難計画はいまだ極めて不十分といえます。

準備書面（79）で、原発に求められる安全性について、世界では過酷事故時にも運転員の積極的対応ができなくとも事故拡大を防ぐ設計が求められているのに対し、原子力規制委員会と東電は過酷事故時に運転員の積極的対応がうまくいくことを前提とした対策しか

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で街頭宣伝行動を行っています。今回は、10人の原告、サポートマイク街宣、チラシ配布を行い、3百枚用意したチラシは、ほぼなくなりました。今回の街宣では、原発の稼働は必要だと街宣の邪魔をする男性があらわれましたが、それ以外は無事に終えられました。これができました。コロナ禍で、傍聴の制限を受けるなど制約がありますが、次回口頭弁論期日前にも街宣を予定しています。詳細はメールで配信します。

## 第31回口頭弁論期日のご案内

日時：2021年1月25日（月）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

### 【入廷者募集要領】

（1）応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

（FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2021年1月18日（月）午後5時（厳守）

### （2）入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしています。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

### （3）裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

取つていなることを指摘しました。

求釈明では、建屋の地下水浸透事象について申し立てました。本件原発の地下には大量の地下水が流れています。東電は中越沖地震時に発生した建屋の地下水流入について、こちらの求めに答えていません。次回口頭弁論期日は1月25日になります。

## 市民の会の活動

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思います。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願いします。